

# 平成30年11月善通寺市農業委員会次第

日時：平成30年11月20日

場所：善通寺市役所3階大会議室

1. 開 会

2. 会 長 あ い さ つ

3. 議 事 録 署 名 人 指 名

4. 議 案

議案第1号 農地法第18条第6項貸借解約通知確認の報告について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 非農地証明願について

5. そ の 他

次回開催 12月20日（木）14時30分～

現地調査 同 日 13時～

農業相談 同 日 10時～

6. 閉 会

平成30年11月農業委員会総会（定例会）議事録

1. 日 時 平成30年11月20日（火）13時25分
2. 場 所 善通寺市役所本庁3階大会議室
3. 出席委員 1 宮崎勇委員, 2 川田治弘委員, 3 原巧委員, 4 三原正子委員,  
5 松本健委員, 6 立石泰夫会長, 7 藪内實委員, 8 南光紀夫委員,  
9 堀家重孝委員, 10 近藤剛司委員, 11 大前純一委員, 12  
瀬川治会長職務代理者, 13 穂山信雄委員
4. 遅刻委員 なし
5. 欠席委員 14 森江正男委員
6. 傍聴人 なし
7. 事務局 局長 平田 和明, 係長 小林 正季
8. 議案等 議案第1号 農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告について  
議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第5号 非農地証明願について

9. 議 事  
局 長

皆様こんにちは。定刻には達していませんが、予定されていた皆さまがお揃いになりましたので、ただいまより平成30年11月の農業委員会総会、定例会を始めさせていただきます。なお、森江委員より欠席の連絡を受けておりますのでご報告させていただきます。まず始めに立石会長よりご挨拶を申し上げます。立石会長、よろしく申し上げます。

会 長

皆さん改めましてこんにちは。本日は大変お忙しい中、本定例会にご参加頂きましてありがとうございます。最近朝晩がめっきり寒くなりましたので、作業が朝晩はなかなかできない状態になってきております。ですが、昼間は暖かい日が続いておりますので、作物の成長も早くなっております。昼間の収穫などで忙しいとは思いますが、今年も後2ヶ月でございますので頑張

って頂けたらと思います。それと先日よりお願いしております戸別調査ですが、そろそろ出して頂いている地区もありますが、まだのところは来月末となっていますので、まだのところは期日までには忘れないようにある程度の集約をして出していただきますようお願いいたします。前回もお願いしておりますように、書類には書かれていないことも、話をしてきた過程で出てきたことがあると思います。一度、推進委員さん農業委員さんで協議の上、書かれていないことも拾い出していただいて、アンケートとあわせて提出して頂ければと思いますので、よろしく申し上げます。それでは、早速始めて行きたいと思います。

局 長

ありがとうございました。それでは議事の進行につきましては、立石会長、よろしく申し上げます。

会 長

それでは早速議事に入りたいと思いますが、まず、本日の議事録署名人には、第13番の穂山委員さんと第1番の宮崎委員さんの両名、よろしく申し上げます。それでは早速ですが、議案に入りたいと思います。議案第1号、農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長

それでは議案第1号、農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告について、議案書の1ページで○件の案件でございます。

番号○ですが、貸人、○○○○○様、借人、○○○○○様、賃借権の合意による解約の案件でございます。本件の借人である○○氏は所有する農地○反程度と借入農地の○程度を耕作しており、本通知に係る農地は農業経営基盤強化促進法に基づき、平成○○年○○月から平成○○年○○月末までの○で賃借権を設定しておりましたが、借人は現在○○歳であり、加齢に伴う労力不足等により今般借入農地を返還することを決意し、貸人に相談したところ合意が得られたため、合意解約に至ったものであります。本件は、○○○○○丁目○○○○番、田、○○○㎡、同所○○○○番、田、○○○㎡、同所○○○○番○、田、○○○㎡について賃借権の解約を行うものであり、離作

補償はありません。本件は、提出書類に不備もなく、何も問題はないと考えております。なお解約後ですが、当該農地の借り手はもう決まっているとのことであります。

次に番号〇ですが、貸人、〇〇〇〇〇様、借人、被相続人〇〇〇様、相続人〇〇〇様、残存小作権の合意による解約の案件でございます。本件の借人である〇〇氏は現在〇〇歳と高齢で、借入農地は本申請地だけであります。本通知に係る農地は残存小作権に基づきこれまで耕作しておりましたが、高齢化に伴う労力不足により、貸人に本通知に係る農地の返還を申し出たところ、貸人の了承が得られたため、合意解約に至ったものであります。本件は、〇〇町字〇〇〇〇〇〇番、田、〇〇〇㎡について、借人の労力不足を理由に残存小作権の解約を行うものであり、離作補償はありません。本件は、提出書類に不備もなく、何も問題はないと考えております。

今月は以上の〇件の通知がありました。よろしく申し上げます。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、議案第1号、農地法第18条第6項解約通知報告について、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、議案第1号につきましては、通知のとおり受理してよろしいでしょうか。

(全委員 異議無し)

会 長

それでは、議案第1号につきましては、受理することに決定いたします。続きまして議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長

はい、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてですが、議案書の2ページで〇件の案件でございます。

番号〇ですが、譲渡人、〇〇〇様、譲受人、〇〇〇様、所有権移転贈与の案

件でございます。本件の譲渡人と譲受人は実の親子の関係であります。譲受人は本市内にて〇反程度の農地を〇と父親である譲渡人と一緒に耕作し、主に水稻、野菜等を作付けしております。譲渡人である〇〇〇氏は現在〇〇歳と高齢であることなどから、将来は譲渡人の息子で本件の譲受人である〇〇〇氏が農業を営んでいかなければならなくなることもあり、今般父から息子へ農地を贈与するため、所有権移転の許可申請を行うものであります。本申請は〇〇町字〇〇〇〇番〇, 田, 〇〇〇㎡, 同所〇〇〇番〇, 田, 〇〇㎡の合計〇〇〇㎡について、所有権移転贈与を行うものであります。譲受人の経営農地はすべてきれいに耕作されており、本市内での総経営農地は〇反を超えていることなどから、下限面積要件を満たしており、特に問題はないと考えます。なお、申請地には継続して水稻や野菜を作付けすることのであります。

以上〇件、登記地目は田が〇筆、面積は〇〇〇㎡の案件であります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、農地法第3条第1項の規定による案件につきまして、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして、議案第3号、農地法第4条第1項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案書の3ページで、〇件の案件でございます。

まず番号〇ですが、申請者、〇〇〇〇様、住宅拡張で無断転用の案件でございます。本件の申請人の〇〇氏は〇〇町にて家族〇人で暮らしております。本申請地が無断転用されてしまった経緯ですが、今回の申請地において、昔は小さな納屋が建っていたことから、当該土地はもともと宅地であると申請人が誤解し、納屋を取り壊して平成〇年〇〇月に建物を増築する際に、転用の許可申請を行わずに、建物を増築してしまったとのことであります。なお、今回の申請に至った経緯ですが、申請人が数ヶ月前に事務局窓口にて別の農地の件で相談に訪れた際、本申請地が無断転用であることが判明したため、できるだけ早く是正するよう申請人に対して指導を行ったところ、近いうちに是正しますとのことでした。そしてこの度、準備が整ったため、追認の許可申請に至ったものであります。本申請は、〇〇町字〇〇〇〇〇〇番、登記地目が畑、現況地目が宅地である〇〇〇㎡に隣接する宅地で同所〇〇〇番〇の〇〇〇〇〇〇㎡を併せ利用地として、住宅〇棟〇階建て〇〇〇〇〇㎡を建築してしまっているものについて、無断転用を是正するための追認許可申請をするものであります。本申請地には平成〇年に増築された住宅が建築されており、申請人は農地法を熟知していなかったことと当該土地を宅地であると誤認していたことから、転用申請の手続きを失念し、現在に至っているわけではありますが、始末書にて反省の念を示していることから許可もやむを得ないと考えます。なお、本申請地は、農業振興地域外の第〇種農地であります。

次に番号〇ですが、申請者、〇〇〇〇様、住宅拡張で無断転用の案件でございます。本件の申請人の〇〇氏は〇〇町で〇〇家族と一緒に〇で暮らしております。本申請地が無断転用されてしまった経緯ですが、申請人は本申請地の西側に隣接する〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇に建築されている住宅で生活していましたが、〇〇家族と同居するようになった際、家が手狭であったことから、隣接する今回の申請地に住宅敷地を拡張し、建物を増築してしまいましたが、農地法を熟知していなかったことから、転用の手続きを怠ったことによるものであります。申請人は本申請地が無断転用にあたることを指摘され、転用申請の手続きの準備が整ったため、今般追認の許可申請に至ったものであります。本申請は、〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇、登記地

目が田, 現況が宅地の〇〇〇㎡に隣接する宅地で同所〇〇〇〇番〇, 〇〇〇〇〇〇㎡を併せ利用地として, 無断転用を是正するための追認の許可申請をするものであります。本申請地には増築された住宅や車庫や納屋等が昭和〇〇年から平成〇年にかけて順次増築されており, 申請人は農地法を熟知していなかったことから, 転用申請の手続きを失念し, 現在に至っているわけではありますが, 始末書にて反省の念を示していることから許可もやむを得ないと考えております。なお, 本申請地は, 農業振興地域外の第〇種農地であります。

以上〇件, 登記地目は, 田が〇筆, 畑が〇筆の計〇筆, 転用面積は〇〇〇㎡の案件であり, 県知事へは, 許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので, よろしくご審議賜りますよう, お願い申し上げます。

会 長

ただ今, 事務局より説明のありました案件について, 地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。番号〇ですが, 〇〇地区ですので大前委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

大前委員

はい。11月〇日の日に現地で推進委員さんも含めた〇人で, 本人と会い, いろいろと話を聞きました。申請は後にはなりましたが, 特に問題なしということで確認させていただきましたので, よろしくお願ひします。

会 長

ありがとうございました。次に番号〇ですが, 〇〇町ですので〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

近藤委員

11月〇〇日に, 堀家委員と現地調査に参りまして, 申請者と話をしました。南側に隣接する農地がよその人なので隣接する農地の人にも話をして, 了解をいただいておりますので, 特に問題はありませぬので, よろしくお願ひします。

会 長

ありがとうございました。ただいま, 地元の農業委員さんは, 特段問題ないということですよ。それでは, 皆様方のほうから何かご意見, ご質問など

はございますでしょうか。

(全委員質問無し)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第3号、農地法第4条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案書の4ページで、○件の案件でございます

まず番号○ですが、譲渡人、持分○分の○、○○○○様、持分○分の○、○○○○様、譲受人、○○○○様、所有権移転売買の案件でございます。本件の譲渡人は本申請地を平成○○年に相続により取得しております。一方、譲受人の○○氏は、市内に事業所を置く有限会社○○○○○○の役員であり、同社の公共事業の受託が増えてきたことから、それに伴う花崗土置場、クラッシャー置場、及び駐車場が新たに必要となったとのことであります。譲受人は現在の資材置場では手狭であることから、会社に隣接する本申請地を計画地として選定し、譲受人が役員を務める有限会社○○○○○○に賃貸する計画をたてたものであります。本申請は○○町字○○○○○○番○、登記及び現況地目が田である○○○㎡に隣接する宅地○○○○○○○㎡を併せ利用地として資材置場に転用することを目的として、転用申請するものであります。提出書類には特に不備はなく、本転用についての、近隣の農地関係者の方の了承も得ており、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は本年○月○日に農業振興地域からの除外の本協議を終えている第○種農地であります。

次に番号○ですが、譲渡人、○○○様、譲受人、○○○○様、使用貸借権設定の案件でございます。本件の譲渡人と譲受人は実の親子の関係でありま

す。譲受人である〇〇氏は、現在、〇〇市でアパートを借りて家族〇人で暮らしておりますが、子供の成長に伴い、家財道具が増加し、現在の住居では手狭になってきたことから、新居の建築を計画したとのことであります。本申請地は実家に近く、将来、家族の介護が必要になった時のことや、実家の近くに居住することで、今後の農業についても手伝えることができることから、所有農地のうちで周辺営農について最も支障がないと判断される本申請地を計画地として選定したとのことであります。本申請は〇〇町字〇〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田である〇〇〇㎡に、住宅〇棟〇階建〇〇〇〇㎡を建築することを目的として転用申請するものであります。本申請地は東側が市道〇〇〇〇〇号線に面し、北側と西側が宅地に面し、南側は譲渡人の田に面している土地であり、書類等の不備も特になくことから、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は本年〇〇月〇日に農業振興地域からの除外の本協議を終えている第〇種農地であります。

次に番号〇ですが、譲渡人、〇〇〇〇様、譲受人、〇〇〇〇様、所有権移転売買で無断転用の案件でございます。本件の譲受人の〇〇氏は、〇〇町にて居住しておりますが、現在居住している家は昭和〇〇年代に建築されたものであり、老朽化や耐震の問題もあるため、この度、住宅の新築を計画したとのことであります。なお現在居住している敷地は狭小なため、増築は困難であるとのことであり、実家に近い本申請地は譲受人にとって父の介護をするにも便利であることもあり、今般譲渡人との売買の話がまとまったため、本申請に及んだものであります。本申請は〇〇町字〇〇〇〇〇番〇、登記地目が畑、現況地目が雑種地である〇〇㎡及び同所〇〇〇〇番〇、登記地目が畑、現況地目が雑種地である〇〇〇㎡の合計〇〇〇㎡に隣接する宅地〇〇〇〇〇㎡を併せ利用地として、住宅〇棟〇階建て、〇〇〇〇〇㎡及びカーポート〇棟平屋建〇〇〇〇〇㎡の計〇〇〇〇〇〇㎡を建築することを目的として転用申請するものであります。また本申請地が無断転用の状態になっている経緯ですが、申請人は農地法を熟知していなかったことから、許可申請を受けずに本申請地を平成〇〇年〇月頃に埋め立てて、工事用車両置き場として利用していたとのことでありますが、申請人は始末書に

て反省の念を示しておりますことから許可もやむを得ないと考えます。なお、本申請地は農業振興地域外の第○種農地であります。

次に番号○ですが、譲渡人、○○○○様、○○○○様、譲受人、○○○○○  
○○○○○○○○株式会社代表取締役、○○○○様、所有権移転売買の  
案件でございます。本件の譲渡人である○○氏及び○○氏は、平成○○年○  
月に相続により本申請地を取得しており、両者とも県外に居住しているこ  
とから、本申請地は現在休耕地の状態であります。譲受人である○○○○○  
○○○○○○○○株式会社は○○市に事務所を置く不動産業者であり、  
このたび善通寺市○○町にて分譲住宅に関する問い合わせがあり、学校や  
ショッピングセンターに近く、交通の便の良い本申請地は分譲住宅の需要  
が見込めるため、計画地として選定し、譲渡人との所有権移転売買の話がま  
とまったことから、本申請に及んだものであります。本申請地は、○○町字  
○○○○○○番○、登記及び現況地目が田である○○○㎡、同所○○○番○、  
登記及び現況地目が田である○○○㎡の計○○○○㎡であり、1000㎡  
を超えているため、都市計画法第29条の開発行為の許可が必要な案件で  
ありますが、開発許可申請については、これから進めていくとのことであ  
ります。本申請地の周辺は宅地化が進んでいる地域であり、本転用にあたり  
隣接農地関係者との調整を了しておりますことから、特に問題は無いと考  
えます。なお、本申請地は農業振興地域外の第○種農地であります。

次に番号○ですが、譲渡人、○○○○様、譲受人、持分○○分の○、○○○  
○様、持分○○分の○、○○○○様、持分○○分の○、○○○○様、所有権  
移転贈与で無断転用の案件でございます。本件の譲受人である○○○○氏  
外○名は、○○市に居住しております。本申請に至った経緯ではありますが、  
現在、本申請地との筆界が未定となっている併せ利用地の宅地は譲受人が  
所有し、本申請地は譲渡人が所有しております。本申請により土地の名義  
を統一して、合筆を行うことで、現在無断転用になっている本申請地の是正  
と筆界が決まっていない問題も解消することを目的として、双方の話がま  
とまったことから本申請に及んだものであります。なお、本申請地が無断転  
用になっている経緯ですが、本申請地の一部に建築されている建物は昭和  
○○年に○○○○氏の父が誤って本申請地の一部にはみ出して建築してし

まい、農地法を熟知していなかったことから、転用の手続き申請をしていないことによるものであります。本申請は〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇、登記地目が畑、現況が宅地である〇〇㎡に隣接する宅地〇〇〇〇〇〇㎡を併せ利用地として、住宅〇棟〇階建て、〇〇〇〇〇〇㎡が建築されている土地についての追認許可を受けるため、転用申請するものであります。なお、許可後には、申請地を隣接の宅地と合筆し、合筆後の公図等の書面を提出する旨の確約書が提出されていること、また農地法を熟知していなかったことから、許可申請を受けずに本申請地を昭和〇〇年頃に無断転用してしまったことについては、申請人は始末書にて反省の念を示しておりますことから、許可もやむを得ないと考えます。なお、本申請地は本年〇月〇〇日に農業振興地域からの除外の本協議を終えている第〇種農地であります。

以上〇件、登記地目は、田が〇筆、畑が〇筆の計〇筆、転用面積は〇〇〇〇㎡の案件であり、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。番号〇が〇〇町、〇番が〇〇町、〇番が〇〇町ですので、どれも〇〇の委員さんなのでご意見をお聞きしたいと思います。

藪内委員

〇〇町の方ですが、11月〇〇日に推進委員さんも一緒に回りました。南北の面は道路で後の1面は用水路ですので特に問題は無いと思いますので、よろしく申し上げます。

会 長

ありがとうございました。それは〇番ですね。それでは番号〇はどんなでしょうか、ご意見をお聞きしたいと思います。

南光委員

11月〇〇日の日に藪内委員、推進委員の人と〇名で現地調査を行いました。特に問題はありませぬので、よろしく申し上げます。

会 長

ありがとうございました。それでは○番ですが、意見をお聞きしたいと思います。

南光委員

11月〇〇日の日に同様に現地確認をいたしました。何も問題無いと思いますので、よろしくお願いします。

会 長

ありがとうございました。次に番号○番と○番ですが〇〇町ですので、穂山委員さん、よろしくお願いします。

穂山委員

○番と○はすぐ隣の土地なので、一緒に説明させていただきます。11月〇〇日の日に推進委員さんと一緒に調査に参りました。近隣の人たちにもお会いして、お話をお伺いし、特に問題ありませんのでよろしくお願いします。

会 長

それでは全体の委員さんにお聞きします、事務局説明の○件の案件について、何かご意見ご質問はありませんか。

(全委員質問無し)

会 長

ご質問がないようですので、採決に入りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第4号、農地法第5条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして議案第5号、非農地証明願についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第5号、非農地証明願について、議案書の5ページで○件の案件でございます。本件は、証明を受けようとする土地である、〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇、登記地目が田の、〇〇〇㎡について、昭和〇〇年頃より、

肥料や、農機具の保管用の倉庫として使用しているものであります。当該地は、農地法施行規則第29条第1号の規定による、耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全若しくは利用の増進のため又は農地をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合に該当し、また、非農地証明事務処理要領準則第3項第2号⑤イの規定による耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作又は養畜の事業のための農業経営施設の用に供する場合に該当し、その面積も200㎡未満であり、農作業の効率を上げる目的で転用された土地であるため、農地法の適用を受けない土地であることを証明するものであります。なお、本申請地は農業振興地域外の第○種農地であり、農業経営施設としての用に供して使用しているため、本申請について、特に問題は無いと考えます。

以上○、登記地目は、田が○筆、○○○㎡の案件であり、提出書類に不備もなく、非農地証明の可否については可とすることが相当であると考えておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました、議案第5号、非農地証明願について、○○町でありますので○○地区の委員さん、よろしくお願ひします。

大前委員

先ほどの宅地と同様に11月○日の日に、現地調査を行いまして。宅地から○○メートル離れた倉庫があり、鉄骨スレートであり現地確認の結果、問題はないと思いますので、よろしくお願ひします。

会 長

ありがとうございました。それでは皆様方のほうから何かご意見、ご質問はないでしょうか。

堀家委員

非農地証明は、建物は建てても良いのか。

局 長

農業用倉庫であれば良いです。車庫にして車を入れるのは駄目だが、農業用

として供するならば良いです。

堀家委員

わかりました。

会 長

他に何かありますか。

(質問無し)

会 長

ご質問がないようでしたら、採決に入りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第5号につきましては、原案のとおり決定いたします。これで本日予定していました議案審議については、全て終了いたしました。他に皆様から全体を通して何かご質問等はございませんか。

(質問・意見無し)

会 長

ご質問等がないようですので、終わりにしたいと思いますが、再度お願いいたします。アンケートを必ず12月20日までに事務局まで出して頂きますようお願い申し上げます。それと併せて皆様のご意見もよろしく申し上げます。そして事務局の方で集計して皆様にお示ししたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それではこれで11月の農業委員会総会(定例会)を終了いたします。長い間、どうもありがとうございました。

閉会時刻 14時8分 終了